

認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	--------	--------------

1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（注意事項参照）において5分の1（20%）以上であること。	チェック欄
--	-------

		実 績 判 定 期 間	
経 常 収 入 金 額（㉑の金額）	①		円

総 収 入 金 額		㉒	円
控 除 金 額	国の補助金等の金額（㉓欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㉓	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉔	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉕	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉖	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・原則用）㉑欄の「（ ）」）	㉗	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）㉑欄）	㉘	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）㉑欄）	㉙	円
休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）㉑欄）		㉚	円
差引金額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖－㉗－㉘－㉙－㉚）		㉑	円 ⇨①

寄 附 金 等 収 入 金 額（㉔の金額）	②		円
------------------------------------	---	--	---

受入寄附金総額（付表1（相対値基準・原則用）㉑欄）		㉛	円
控 除 金 額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・原則用）㉑欄）	㉜	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）㉑欄）	㉝	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）㉑欄）	㉞	円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）㉑欄）	㉟	円
差引金額（㉛－㉜－㉝－㉞－㉟）		㊱	円
会費収入（㉟欄と付表2（相対値基準用）㉑欄のうちいずれか少ない金額）		㊲	円
国の補助金等の金額（㉟欄の金額を限度とする。）		㊳	円
合計金額（㊱＋㊲＋㊳）		㊴	円 ⇨②

基準となる割合（㊴÷㉑）	③		%
---------------------------	---	--	---

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が2020年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は、認定を受けたことのない法人については2018年4月1日から2020年3月31日となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」（第１表 相対値基準・原則用）記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「総収入金額㉗」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉘」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第１に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉘」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉙」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉚」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉛」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉜」～「休眠預金等交付金関係助成金㉝」、及び「受入寄附金総額㉞」～「休眠預金等交付金関係助成金㉟」の各欄	「第１表付表１（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊱」欄	「差引金額㊲」欄と「第１表付表２（相対値基準用）㊳」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㊴」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊲」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。